

4 建 第 4号 -107  
令和 5年 3月22日

(株) I K J

奥村 輝一 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



一般 建設業の許可について (通知)

令和 5年 1月 27日付けで申請のあった一般建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	福岡県知事 許可(般一4)第 111500 号
許可の有効期間	令和 5年 3月 22日から 令和 10年 3月 21日まで
建設業の種類	

土木工事業  
とび・土工事業  
鋼構造物工事業  
しゅんせつ工事業  
解体工事業

建築工事業  
石工事業  
舗装工事業  
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 10年 2月 20日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)